

[未定訳部分もあるので、無断引用ご遠慮願います]

「和平合意後」のコロンビア社会の課題

2016年2月25日 幡谷

ハバナでの和平交渉アジェンダー5項目の概要

<http://www.altocomisionadoparalapaz.gov.co/oacp/Pages/informes-especiales/abc-del-proceso-de-paz/>

①農業統合開発

2013年5月26日 政府-FARC-EP 合意文書「新しいコロンビア農村をめざして—RRI (統合的農村改革 Reforma Rural Integral)」

1) 適切な土地とその利用への「統合的」アクセス:

- ・土地無し農民への無償土地分配基金の設立。灌漑設備、クレジット、技術支援、流通支援。

- ・中小規模農家育成計画の策定と農民および農村在住民の所有権を保護し、強制移住を防ぐための管轄部署を新規設置。

- ・農村部の地籍の刷新。土地利用について農村コミュニティ、政府、民間部門との間で協議による計画立案体制をつくる。

- ・農業開発フロンティアを規定し、環境保全地区と ZRC (農民保留地) を維持発展させる。

2) 領土 (土地) に焦点をあてた特別開発プログラム (Programas de Desarrollo con Enfoque Territorial) の策定: 最も紛争による損害が著しかった地域の再生計画。主にコカ栽培地域を抱え、暴力と貧困にさいなまされていた紛争地域の再開発。

3) 部門別国家計画: インフラ部門 (道路、灌漑路、電化、交通アクセスなど); 社会開発部門 (医療、教育、住宅、飲料水); 家族農の生産性向上 (技術支援、協同組合主義の促進、クレジット、収穫に対する助成金付保険、流通のための連帯的アソシエーションの組織化)

4) 食糧・栄養保障の特別システム: 地場 (ローカル、リージョナル) 市場の強化、飢餓撲滅のための適切な食糧管理・摂取キャンペーン。

②政治参加

2014年5月16日 政府-FARC-EP 合意文書「和平構築のための民主主義的 (政治) 開放 (Apertura Democrática)」

1) 和平構築・安定化のメカニズムとしての政治的包摂の促進: 多元的民主主義の促進

- ・新党擁立を促す。そのための規制緩和と手続きの簡便化。政党と政治運動のための権利の段階的獲得システムの実効。

- ・「和平のための特別臨時 (選挙) 区」を、最も紛争による被害が深刻であった地域に設置し、下院議員選出に特別議席数を追加する。

- ・選挙参加（投票）の促進と選挙過程の透明化の強化。
- ・女性の参加の促進、政治論争上の思想の違いに対する寛容（tolerancia）という民主主義文化の促進。

2)1991年憲法の理念に基づく、平和のための市民参加の促進。

- ・市民参加の保証と促進を規定する立法。思想対立には寛容であり、抑圧（estigmatización）しないこと。社会的抵抗（protesta social）を含むさまざまな社会運動の集合行動を尊重すること。平和的共生および社会的正義と和解に基づく平和の構築をめざす。具体的には Consejos Territoriales de Planeación《市民代表による地域開発計画審議会》の役割を見直し、公共政策の策定に対する市民参加とその政策実施に対する市民監視を強化する。市民オンブズマン組織などの強化と普及。

3)紛争の終結－政治と武器の永久的断絶

- ・政治にかかわるものは何人たりとも武器の犠牲になってはいけない。政府は政治家の権利と自由を保証するため、「政治活動に対する統合的安全保障システム」を作成する。同様の安全を保証するしくみを、社会組織や社会運動、人権擁護団体・運動家のリーダーたちに対しても作成すること。政治的開放には野党勢力（反対政党）の政治活動が不可欠であることから、Estatuto para la Oposición（野党のための規約）を規定する場を設けること。

③終戦（Fin del Conflicto）

- ・2015年3月7日 政府と FARC-EP の合意：「対人地雷、即席爆発装置（IED）他不発弾などの除去」

地雷撤去作業を政府と FARC との協力で行うことで、信頼関係を構築し、終戦過程を進める。実施に際してはノルウェー民衆援助組織（APN）にパイロットケースの立ち合い協力を仰ぐ。現場（コミュニティ）との仲立ちの役割も。終戦（=no repetición：戦争を繰り返さないこと）を紛争地住民に保証するため。

④麻薬関連問題の解決

- ・2014年5月16日 政府 FARC-EP 合意文書

1)違法作物（コカ）の代替作物栽培への自主的転換促進とコカの撲滅：

- ・新「違法作物代替とオルタナティブ開発プログラム」の策定。アジェンダ項目①の RRI の枠組みに位置付けること。すべての農民に社会的包摂理念を適用する。
- ・紛争地のコカ栽培農民に、代替作物栽培とコカの再植否定意思の申請を要請し、参加型計画を実効化。同時に、申請農民への援助として、当座の食糧保障のために当座助成と生産プロジェクト開発計画を策定する。
- ・同地域の代替作物栽培農民の安全を保障するため、対人地雷撤去プログラムを推進する。
- ・本プログラムに賛同しないコカ農民に対しては、手作業によるコカ撲滅事業を実施する。

2)消費面：「違法薬物消費に対する統合的関与の国家プログラム」により、啓蒙活動を推進。

「違法薬物消費者への国家支援システム」を通じ、薬物常用者のリハビリと社会復帰を支援。

3)麻薬密売組織：組織的犯罪への戦いを強化。犯罪に対する政策・戦略の刷新と、麻薬密売に関連する腐敗に対する取り締まり強化を伴う。

⑤紛争被害者問題（移行期正義問題）

・2015年12月15日 政府 FARC-EP 合意文書

“Sistema Integral de Verdad, Justicia, Reparación y No Repetición”, incluyendo la Jurisdicción Especial para la Paz; y Compromiso sobre Derechos Humanos

「真実、正義、補償と（戦争を）繰り返さないための統合システム」（SIVJRNR）の構築

1) 目的：紛争犠牲者の権利の回復；真実究明；SIVJRNR に関与する人々の安全確保；共生と和解の確立による平和への移行。

5つのメカニズム：

1) 「真相解明、共生と戦争終結の委員会」（Comisión para el Esclarecimiento de la Verdad, la Convivencia y la No Repetición）（任期3年、11名構成、外国人は3名まで。委員選定委員会は政府とFARC-EPの代表9名で構成される。）

2) 戦争時の行方不明者捜索のための特別ユニット

3) 「平和のための特別裁判権」（Jurisdicción Especial para la Paz：JEP）＜移行期正義追及の中枢機関＞ 平和裁判所、真相究明法廷、恩赦法廷、調査・起訴ユニットなどから構成。
*ゲリラ兵のほか、国家警察官などでも、戦争犯罪容疑者は対象。（武装放棄したパラミタリーは通常の裁判プロセスを踏み、JEPの対象外）。制裁措置は3種：JEP固有の制裁措置；オルタナティブな制裁措置；通常の制裁措置。最も深刻な罪状であっても実刑判決が20年の禁固刑を超えることはない。

4) 「統合的補償措置」：7措置：①真相の集団的認知と責任；②補償に資する具体的行動（紛争地のインフラ整備、対人地雷の撤去、違法作物の代替、環境破壊の補償＜植林等＞への参加）；③紛争終結における集団的補償：・PDET（領土的観点に立った農村開発計画）はすべて集団的補償計画に統合される。紛争地全体に焦点を当てた集団的補償が強化される。

④心理・社会的リハビリ；⑤強制移住者の集団的帰還と在外の紛争被害者への補償；⑥土地変換措置；⑦紛争被害者への統合的支援と補償政策実施における被害者組織の参加強化。
FARCも物質的補償への貢献を表明しているが、詳細は不明。

5) 戦争を繰り返さないことの保証+DDHHの促進、尊重と保証：例えば、平和と和解のための人権文化の普及。

報告者紹介

幡谷則子 上智大学外国語学部イスパニア語学科教授。

1983年上智大学外国語学部卒業後、筑波大学大学院などを経て University College London (Ph. D.地理学)。アジア経済研究所勤務 (1984年4月～2001年3月) 後、上智大学外国語学部イスパニア語学科教員。2012年よりイベロアメリカ研究所所長。

コロンビア滞在は1987年7月より2年、1999年9月より1年 (アジア経済研究所より派遣、ロスアンデス大学に在籍)、2008年4月より1年 (ハベリアナ大学客員教授) のほか、毎年平均1か月程度のフィールド調査を実施。主な関心領域は都市の貧困問題とコミュニティ開発、社会運動。最近は連帯経済の理論と実践の共同研究を進めている。

主な論文など：

Barrio a barrio, se construye una ciudad, (co-authors with Luis Mauricio Cuervo et al.) CINEP: Bogotá, 1994.

Organización Popular y Desarrollo Urbano en Bogotá, (co-authors with Samuel Jaramillo and Oscar Alfonso), Universidad Externado de Colombia: Bogotá, 1997.

『ラテンアメリカにおける都市化と住民組織』古今書院、1999年

『貧困・開発・紛争——グローバル/ローカルの相互作用』(下川雅嗣と共編) 上智大学出版、2008年

“Community-based local development and the peace-initiative of the PDPMM in Colombia: Resource mobilization under extreme conditions”, in Shinichi Shigetomi and Kumiko Makino (eds.), *Protest and Social Movements in the Developing World*. Cheltenham: Edward Elgar, 2009, 19-50.

La ilusión de la participación comunitaria: Lucha y negociación en los barrios irregulares de Bogotá, 1992-2003, Universidad Externado de Colombia: Bogotá, 2010.

“Integración nacional vs. resistencia local en las comunidades afrocolombianas: el Código de Minas y sus contradicciones”, *Las memorias del VII Seminario Internacional de Desarrollo Rural: Mundos rurales y transformaciones globales: Desafíos y estrategias de respuesta*, Bogotá: Pontificia Universidad Javeriana, DVD ed., 2011.

“Colombian land problems, armed conflict and the state” (co-authors with Sergio Coronado, Flor Edilma Osorio Pérez and Nicolás Vargas Ramírez), in Shinichi Takeuchi ed., *Confronting Land and Property Problems for Peace*, New York: Routledge, 2014, 160-188.

「コロンビア——階層を超えて平和を求める女性たち——」国本伊代編『ラテンアメリカ 21世紀の社会と女性』新評論、2015年、127-146ページ。

「グローバル市場とフェアトレードの課題——南米コロンビアの伝統的金採取業の挑戦と挫折——」甲斐田万智子ほかと共編『小さな民のグローバル学 共生の思想と実践をもとめて』上智大学出版、2016年、255-276ページ。